



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★G7富山環境大臣会合の結果（環境省より）

5月15日（日）～16日（月）に富山県富山市においてG7富山環境大臣会合が開催されました。本会合では、持続可能な開発のための2030アジェンダ、資源効率性・3R、生物多様性、気候変動及び関連施策、化学物質管理、都市の役割、海洋ごみの7つの議題について議論されました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」については、G7メンバーが協調して「持続可能な開発目標」（SDGs）の環境的側面の実施に向けた行動をとることの重要性が共有されました。環境問題の解決に向け、本会合後も継続して、実務者レベルでG7としての協調行動を立案していくことで一致しました。

(<http://www.env.go.jp/press/102546.html>)

★MY行動宣言100万人宣言に向けた動物園、水族館での取組（環境省より）

「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)では、国民一人ひとりが生物多様性との関わりを自分の生活の中でとらえることができるよう、「5つのアクション」（たべよう、ふれよう、つたえよう、まもろう、えらぼう）を広く呼びかけています。国連生物多様性の10年の最終年となる2020年までに、宣言100万人を目標に掲げています。この度、UNDB-J委員でもある公益社団法人日本動物園水族館協会の協力により、動物園や水族館向けのMY行動宣言シート（MY行動宣言「5つのこと」）が作成され、協会に加盟する全151館の動物園・水族館で行われるイベントにおいて、本シートを活用した、生物多様性に関する普及啓発の取組を進めることになりました。(<http://www.env.go.jp/press/102488.html>)



日本政府によるパリ協定署名

COP21について

2015年11月30日から12月13日まで、フランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催されました。COP21では、関係各国による協議が続けられ、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定の特徴

パリ協定は、京都議定書と同様に、法的拘束力を持つ強い協定として合意されました。パリ協定の特徴は以下の通りです。

- ・世界全体の平均気温の上昇を、産業革命前と比べて2度未満に抑えることが、目的として掲げられていること
- ・今世紀後半に、人為起源の温室効果ガス排出を実質的にゼロにすることが、長期目標として掲げられていること
- ・主要排出国を含む全ての国が、削減目標を5年ごとに提出・更新すること
- ・5年ごとの目標提出の際には、より高い目標を設定すること
- ・5年ごとに、世界全体の取り組み状況を把握すること
- ・先進国が資金を提供するが、新興国等にも資金提供を奨励すること

日本政府によるパリ協定への署名

2016年4月22日に、ニューヨークの国連本部において、パリ協定のハイレベル署名式が行われました。温室効果ガスの排出が多い米国と中国をはじめ、日本など175カ国・地域が参加しました。パリ協定が国際条約として効力を持つには、55か国及び世界の排出量の55%を超える国が批准する必要があります。

出典：外務省 「日本政府によるパリ協定署名」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page24_000597.html
(アクセス日:2016年05月25日)



食品ロス削減の国際的な動向

食品ロスの問題の概要

食品ロスは、「本来食べられるのに捨てられている食べ物」と解釈されており、世界人口の増加にともない深刻化する食糧問題や、食料廃棄が影響を与える環境問題と密接に関係しています。農業生産から消費に至るフードチェーン全体で、世界の生産量の3分の1にあたる約13億トンの食料が毎年廃棄されています。また、これによる経済損失は約1兆ドル、さらに捨てられる食料をつくるために排出される二酸化炭素は約33億トンに達するとされています。

日本では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出されており、このうち食品ロスは年間約500～800万トンと推計されています。これは、日本のコメ生産量に匹敵するとともに、世界全体の食料援助量の約2倍に相当するとも言われ、政府、企業、NGO・NPO、個人の連携した取り組みが求められています。

2030年までに食品ロスを半減させる目標に向けて

食品ロスの問題は、国連のSDGs (持続可能な開発目標)の目標の一つである「持続可能な生産と消費」に含まれており、2030年までに小売り・消費レベルで世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させるとしています。

富山市で開催されたG7環境大臣会合でも、資源循環に関する議論において高い関心が寄せられ、食品ロスの削減やバイオマス発電の燃料として再利用を進めることに、各国が協調して取り組む意向が示されました。

日本では、生産から販売までのサプライチェーンに組み込まれたプロセスで廃棄される事業系(小売りレベル)の食品廃棄物は、約715万トンとなっています。廃棄処分となった要因は、規格外品、返品、売れ残り、食べ残しです。この中で、味や品質に問題がないのに形が不揃いということで捨てられてしまっている規格外品は、食品ロスを減らせる可能性が特に高いとされています。また、返品や売れ残りといった問題を解決するために、飼料化、肥料化、エネルギー化という、廃棄せず活用する取り組みの拡大が求められています。

一方、消費者に販売された後の家庭系(消費レベル)における食品廃棄物は、1,014万トン を占めます。食べ残し、過剰除去、直接廃棄は、食品を不足させないという食品確保の習慣から生まれています。「もったいない」という啓発の推進のみならず、冷蔵庫の内部を可視化するディスプレイを搭載したスマート冷蔵庫や、冷蔵庫の食材管理を手助けするアプリが、食品を食べずに捨てたことによる経済損失を見える化し、意識改革を促す第一歩として、有効な手段になると期待されています。

欧州は2014年を「ヨーロッパ反食品廃棄物年」と位置付け、各国家が戦略策定に取り組んでいます。また、企業による消費者向けのキャンペーンが行われており、日本でも活発な取り組みが増えることが期待されます。

出典：FAO “Key facts on food loss and waste you should know!” <http://www.fao.org/save-food/resources/keyfindings/en/>
農林水産省 「食品ロス削減に向けて～NO-FOODLOSS PROJECTの推進～」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/losgen.pdf
フードロス・チャレンジ・プロジェクト：<http://foodlosschallenge.com/foodloss.html> (アクセス日:2016年5月27日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPO リスクアマネジメント作成)

ダイベストメント

ダイベストメント (Divestment) とは、投資 (Investment) の対義語です。すでに投資している金融資産を引き揚げることを指します。ダイベストメントの形態には、持株の売却、自社事業の売却、融資の引き上げや停止等が含まれます。近年、欧米を中心に、気候変動への影響を懸念して、石炭等の化石燃料に関わる企業への投資を中止するダイベストメントの動きが加速しています。石炭以外にも、社会観点からのダイベストメントとして、タバコ産業、武器産業からのダイベストメントがあります。

電力の地産地消

つくった電気を、電気をつくった地域で使うことを、「電力の地産地消」といい、地域経済の活性化を狙って、力を入れる自治体が見られます。

地産地消する場合の電源には、ガスや重油の他に、工場廃棄物、バイオマス、太陽光、風力、波力、潮力、小型水力などの自然エネルギーが活用されています。需要地に近い場所で発電されるため、電力会社による系統電源に比べて送電の際の損失が軽減されます。また、自然エネルギーの依存度を高め、化石燃料の依存度を低減できるので、環境負荷の抑制も期待できます。

SC (持続可能な消費)

Sustainable Consumption (持続可能な消費) とは、持続可能な社会の実現に必要な不可欠なものです。国連開発計画は、以下のように定義づけています。

「持続可能な消費とは、将来世代のニーズを損なわないために、ライフサイクル全般を通じて天然資源の利用および有害物質や廃棄物・汚染物質の排出を最小限に抑える一方で、基本的なニーズを満たし生活の質を向上させるようなモノやサービスを使用すること」

(国連開発計画、1998年)

持続可能な開発目標 (SDGs) の目標12に掲げられており、2012年6月に開催された「リオ+20」において「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み」が、採択されています。

ぶなの森ニュース

2016年6月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 03-5290-3519

(クライアントサービス第二部)

ホームページアドレス : <http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様[※]に帰属いたします。したがって、投資者の皆様[※]の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。